

臨時福祉給付金について

平成27年8月5日(水)から申請書の受付を開始した臨時福祉給付金は、平成28年2月5日(金)をもって受付を終了しましたので、処理結果等を報告します。また、高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)の申請方法等についても併せて報告します。

1 平成27年度臨時福祉給付金の支給結果について

(1) 申請等の状況

発送件数と対象者数については、申請書の発送後に課税者となった方の分や郵便返戻分を除くなどを行い、精査した結果にて報告します。(平成28年3月7日現在、一部処理中のため最終結果は若干変動します。)

ア 受付

発送件数(世帯)	404,530件
受付件数	322,952件
受付率	79.8%

※申請は原則世帯単位のため、被扶養者がいる方には世帯用申請書をお送りしています。

イ 支給

対象者数	510,796人
支給決定者数	402,034人
支給率	78.7%
支給額	2,412,204千円

(2) 取組状況

ア コールセンター

開設期間：平成27年6月1日(月)から平成28年3月31日(木)まで
お問合せ件数：約7.5万件(3月7日現在)

イ 区役所相談窓口

開設期間：平成27年8月6日(木)から11月30日(月)まで
相談窓口来庁件数：約2万件(窓口終了時点)

ウ 勸奨、広報

- (ア) 勸奨(平成27年8月5日(水)、8月21日(金))、
再勸奨(平成27年11月6日(金))
個別勸奨(非課税者の被扶養者等を対象)(平成27年12月18日(金))
- (イ) 「広報よこはま」平成27年8月、12月号への記事掲載
- (ウ) 専用ホームページの開設(平成27年6月1日(月))
- (エ) 交通機関等の媒体を利用したポスター及び動画による広報、新聞広告
(平成27年8月～9月、平成27年12月～平成28年1月)
- (オ) 区役所及び公共施設等におけるポスター掲示や横浜市PRボックスへのチラシ配布
- (カ) テレビ・ラジオを利用した広報(8月、12月)

2 「高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）」について

（1）申請方法

ア 申請書配付

平成28年4月18日（月）に対象になると思われる方に郵送予定

イ 申請期間

平成28年4月18日（月）から平成28年7月25日（月）まで

ウ 受付方法

原則として郵送で受付（上記配付申請書に返信用封筒同封）

エ 支給方法

平成28年5月中旬から原則として口座振込により支給する予定

（2）コールセンターの概要

市民の方からの問合せに対応するため、専用コールセンターを3月15日から開設しております。

ア 設置期間

平成28年3月15日（火）から平成28年9月30日（金）まで

イ 通話料

無料（フリーダイヤル）

ウ 対応言語

日本語のほか、

外国語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・タガログ語・スペイン語）にて対応

（3）相談窓口

ア 設置期間

平成28年4月18日（月）から平成28年7月25日（月）まで

イ 設置か所

各区1か所

（4）広報等

広報よこはま4月号、新聞、交通機関の広告に掲載するほか、ホームページ、チラシの配布等を行います。

【参考】臨時福祉給付金について

1 平成 27 年度臨時福祉給付金

(1) 趣旨

消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として実施しました。

(2) 給付対象者

平成 27 年 1 月 1 日（基準日）時点で横浜市の住民基本台帳に登録されている方で次の①及び②の両方に該当する方

① 平成 27 年度市民税が課税されていない方（市町村民税が課税されている方の扶養親族等を除く）

② 生活保護等を受けていない方

(3) 給付額

給付対象者一人につき 6 千円

2 年金生活者等支援臨時福祉給付金

(1) 趣旨

賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への配慮、年金生活者支援給付金の前倒しの位置づけ、平成 28 年前半の個人消費の下支えに資するよう、低所得の高齢者等を対象に、年金生活者等支援臨時福祉給付金を給付します。

(2) 給付対象者

ア 高齢者向け給付金

平成 27 年度臨時福祉給付金の対象者のうち、65 歳以上の方（平成 28 年度中）

対象者数：約 25.5 万人

イ 障害・遺族基礎年金受給者向け給付金

平成 28 年度臨時福祉給付金の対象者のうち、障害基礎年金又は、遺族基礎年金を受給している者（「(ア)」の該当者を除く）

対象者数：約 4 万人

(3) 給付額

給付対象者一人につき 3 万円

3 平成 28 年度臨時福祉給付金

(1) 趣旨

消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として実施します。

(2) 給付対象者

平成 28 年 1 月 1 日（基準日）時点で横浜市の住民基本台帳に登録されている方で次の①及び②の両方に該当する方

① 平成 28 年度市民税が課税されていない方（市町村民税が課税されている方の扶養親族等を除く）

② 生活保護等を受けていない方

対象者数：約 51.5 万人

(3) 給付額

給付対象者一人につき 3 千円